

資 料

人口問題審議会の潜在失業対策に 関する決議並びに附属参考資料

人口問題審議会では昭和32年1月18日第8回総会以来潜在失業対策に関する決議について審議を開始し、5回にわたって審議を重ねてきたが、昭和32年4月26日第12回総会は之を第1部会の審議に委ね、第1部会は昭和32年6月19日第7回会議をひらき、つづいて7月18日第8回会議において決議起草委員を決定した。決議起草委員会は都民銀行頭取・工藤昭四郎氏を委員長として爾來回を重ねること数回、昭和33年2月12日その成案を第9回第1部会に提出、つづいて2月17日第14回総会に回付した。以後慎重審議を重ねて、昭和33年3月31日の第16回総会において最終的修正案の満場一致の決議をみるに到つた。決議並びに附属参考資料を掲げれば以下のとおりである。

潜在失業対策に関する決議

(昭和33. 4. 16)

目 次

ま え が き	47頁
第1部 現状の分析	48頁
第2部 対策の方向	50頁
第3部 対策の内容	52頁
附 帯 決 議	54頁

ま え が き

かつて、本審議会は、昭和38年8月の“人口収容力に関する決議”に際して、わが国当面の人口問題の中心が雇用問題にあることを明かにし、その打開のための努力を要請した。

戦前の多産多死型の人口動態は、戦後決定的に少産少死型のそれに移行するに至つたので、わが国人口は、いま、既往の多産と現在の少死とがかさなり合つて、生産年齢人口が異常に増大する転換期の苦難に直面している。このような人口の構造変動から必然化される雇用問題の重大性についての本審議会の見通しは、その後の雇用状勢の推移の中でいよいよその確証を加えつつある。

この一兩年間日本経済はその量ならびに質において著しい成長を示し、激増する労働力を大過なく吸収しえたばかりでなく、雇用構造の近代化と高度化へのきざしも窺われるに至つた。しかしながら主として工業部門に吸収されたこれら労働力も、その大部分は臨時工としての、乃至は中小企

業部門での雇用の増加であつた。生産性も低く、所得も極めて少く、労働時間も正常でない、いわゆる不完全就業層はここでもなお広汎に存在している。世界的にも注目の的となつた経済の驚異的拡大のなかにおいてすら、このような状況であつたことは、わが国における雇用関係の正常化がいかに根本的な対策を必要とする困難な仕事であるかを痛感せしむるに足るものである。そのうえ、今後のわが国の経済成長のテンポは、多くの専門家に指摘されているとおり、今までのように高いものではありえないであろう。現に昭和32年12月17日に発表された新長期経済計画においても、より低い成長率が採用されている。もしもそのように今後の経済が進むとするならば、雇用状況の改善には従来にましてさらに格段の努力を必要とするであろう。もしも政府が来るべき時期に雇用や所得の不均衡是正について特段の施策を行ないえないとするならば、正常な雇用の吸収はより停滞し、賃金や所得の格差はより拡大して、国民経済の正常な発展そのものが阻害されるおそれがある。

本審議会はこのような観点から、特に潜在失業を中心として現状の分析を行い、とらるべき対策の方向を明らかにしようとするものである。

1. 本決議がここに特段の対策の対象としてとりあげる潜在失業とは表面からみれば就業であるが正常な就業と見ることのできない就業である。いかえれば、それは就業というよりも、失業の一形態と見られる就業である。わが国では不況期においてさえ失業者が顕在化されることはきわめてすくない。人口増加の圧迫を背景とする雇用の相対的不足は失業としてあらわれることなく、あたかも武蔵野の逃げ水のように、潜在失業として吸収されていく。それはわが国特有の経済構造と深くむすびついた現象であつた。したがつてこのような潜在失業は今までは普通のこととして見逃され、真剣な政策の対象として取り上げられることがなかつたといつてよい。
2. しかしながら、最近の状況の変化はこの問題について真剣な考慮を払ふ必要をいよいよ痛感せしめる。周知のように大企業を中心とする産業部門は、世界市場での貿易競争にそなえて最近より一層設備の合理化、拡大に、技術の改善に努力を集中しつつある。しかしそこでは生産増大の反面、労働節約が行われている。これらの部門では賃金や所得は強力な労働組合の存在もあつて、比較的高く保たれている。しかるにこれと対蹠的に前近代的な労資関係にたつ中小企業や家族経営による零細企業、さらに農業部門では、資本や設備の相対的不足を賃金や所得の低下によつて補強してゆかねばならないために、そこに雇用される労働力の潜在失業的性格をいよいよ濃化せざるをえない。このようにして経済、雇用ならびに所得の不均衡な発展が行われるならば社会的緊張の増大を招くこととなるであろう。わが国経済がその特殊な構造の中で今まで大過なく収容してきた大きな人口増加が深刻な人口問題としてとりあげられなければならない理由もまたそこにある。
3. 戦後10年すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解決することなしには今後ひきつづいて正常な前進を行うことはできない。潜在失業の存在は今や大きな社会不安の温床とさえなりつつある。景気変動の波も人口増加の趨勢も、いまは最も苦難な時期に差しかかつているが、国民経済の今後の正常な前進のためにわれわれは当面の応急処置に終始するだけでなく、同時に勇気と決断をもつて潜在失業問題の重大化する国民経済の場そのものの改編作業に手を打たねばならない。わが国人口問題の解決もそれをおいては望むべくもないであろう。

第1部 現状の分析

最近の増大しつつある就業者のうちには、短時間就業、就業の不規則、収入の不足；その他の原

因によつて追加労働あるいは他への転業を希望するものが多い、これらはとりもなおさず、潜在失業増大化の一つの指標であるが、その分野は、わが国産業のあらゆる部分に及んでいる。大企業においても臨時工や日傭労働者の存在はその別個の姿である。極めて概括的にその特長をあげてみると以下のものである。

1. 農業では、その労働力吸収の母胎である耕地面積が、戦後縮少している。多角経営への進歩、土地利用の高度化はこれを大きく相殺してはいるが、耕地面積が実質的に拡大されたとまではいえまい。之に対し農業に依存する労働力は戦前よりもかなり多い。もちろん農業部門における終戦直後の超過剰的な就業状態は今ではほぼ旧に復したといつてよいが、しかし、農家の兼業が中、上層農家にまで増大傾向を示しているのは、この部門における労働力の過剰が新しく濃化している証拠といえよう。戦後農業技術は格段に進歩し、農業生産力は著しく上昇した。それは新しく農家の階層分解をおし進め、農業からの離脱を必要とされる非生産的農家を増大させている。その一部は最近急速に脱落しはじめるに到つたが、しかし彼らの大部分はまだ完全に離農あるいは離村できずに、猫額大の土地にしばりつけられている。
2. 林業と漁業では賃労働の占める比率が大きいが、これらの賃労働にはまだ多分に古い雇用関係が残つている。それと平行してまた双方とも農業との兼業が著しく多い。特に漁業における就業者総数の3割は、潜在失業的状況といわれているが、家族全員の雑多で且つ不完全な労働所得をよせ集めて生計を立てているそのような零細漁家の生活体制はその過剰労働力を近代的工業その他の産業の労働力に転化させるのに極めて困難な事情にある。その点は零細兼業農家の場合もまたおなじである。
3. 戦後は農林漁業部門も、経営合理化の必要に駆り立てられるに至つたので、戦前のように都市の失業を吸収する貯水池的な役割は最早はたさなくなつた。それだけに都市での潜在失業は戦後とくに深刻な様相を呈するようになったといえる。都市での中小企業、零細企業の比重は戦後も圧倒的に高く、雇用の吸収を担当しているのは主としてこれらの部門である。しかし工業の分野をとつてみても、低賃金層にぞくしているものは大きい。また戦後増加した就業者の大半を吸収した商業とサービス業での就業のうちには、合理的な雇用形態とはみなされない部分がはなはだ多い。なお、主として自己の住居で内職に従事している家内労働では委託者側からの一方的な契約に束縛され、余りにも低い報酬が支払われている。労働は著しく苛酷であるにもかかわらず、それから得られる報酬は家計収入のほんの支えにしかなつていない。しかもこのような部面が今や都市生活の底辺に漸次拡がりつつある。
4. 今や広汎に、潜在失業的な症状が一般化しつつある。その全貌を単一の指標によつて計量することは多少問題はあるが、労働力調査の結果によれば、全就業者のうち、週35時間ないし48時間というもつとも正常な形の就業者はあまり増加せず、週20時間未満あるいは週60時間以上の短時間就業者と長時間就業者が年々著しく増加している。特に非農林業の自営部門ではこのような傾向が著しい。潜在失業的就业増加の一端はここにもはつきり窺われよう。
5. 以上のような傾向は中小あるいは零細企業部門において典型的に現われているが、正常な就業を保持している大企業もしくはこれに準じる部門でも、たとえば臨時労働者にみられるような潜在失業的な現象が普及しつつある。これらの臨時労働者は、今では、季節的労働者や見習工、あるいは退職後の老令者の労働というようなものではなくて常用労働者と同じ労働力と同じ労働に従事しながら、異つた賃金と労働条件におかれているのである。すなわち臨時労働者として採用されたために、雇用関係が不安定であり、退職金その他の保障的制度からも除外されていること

が多い。

6. またこうした臨時労働者のうちで最も窮迫した層が職業安定所の窓口にあらわれる登録日雇労働者である。日雇労働者は戦前は主として農村の零細層から横すべりの形で移動してきたものであつた。それが現在では、主として都市の諸産業からの落層人口によつて占められるに至つた。且つそれは一時的、待期的なものではなく、恒久的な形に変化し、失業対策事業の就労者にみられるように、一種の常時定職化の傾向を示すに至つている。
7. こうした潜在失業はやがて公的扶助の対象として沈澱していく。もちろん、被保護層は働く能力としての労働力からみれば失業とは異なる性格のものであろう。本来は貧困と失業とは区別すべきものである。しかしわが国のように、失業が失業として顕在化しないところでは、経済的にも肉体的にも労働能力上のけじめは明かでない。いいかえれば貧困と失業とが隣り合せ、且つ、重なり合つているといえる。潜在失業の日本的形態の一端にこうした被保護層があることも忘れてはならない。
8. 最後に、新規学校卒業者についてみると、日本の産業は、既就業の経験者よりも未就業者として新規学校卒業者を需要する度合いが大きいために、新規学校卒業者の就職率は比較的好調を辿つている。農業その他の自家営業の家族従業者として残る者も最近はいちじるしく減つてきた。しかし自家以外で就職する新規学校卒業者の大部分は中小及び零細企業に吸収されているものであることを忘れてはならない。

以上のような種々の姿をとつている潜在失業の共通的な点は、(イ)低い所得、(ロ)正常でない労働時間、(ハ)不安定な雇用関係であり、またこれをその発生する産業の場からみると中小、零細企業や自営部門が多く、これら部門に共通な低い生産性が労働力の過剰供給に支えられていよいよ痼疾化しつつある点にある。

その実態を精確に計量することは、それが多岐多端な姿をとつているために、ほとんど不可能事にちかいが、仮りに現在国の公的扶助の対象となつている被保護世帯とほぼおなじ程度、またはそれ以下の生活をしている低消費水準世帯だけを取りあげてみると、その総数は、昭和31年4月の厚生行政基礎調査の結果によると、被保護世帯も加えて246万世帯、その世帯人員は1,113万人で総人口の12パーセント余に及んでいる(昭和32年「厚生白書」参照)。そしてこれら低消費、低所得世帯内で何らかの収入活動に従事している労働力の総数は430万余と概算されるが、それはわが国の全労働力の約11パーセントを占めて、その老大な底辺を形成している。もちろん、これらの労働力の中には、世帯主の所得が改善されることによつて乃至は社会保障の拡充強化されることによつて当然に非労働力化さるべきものも尠くないが、正常な労働力の所得の不足がおなじような低所得就業を更に増加させてゆく潜在失業の悪循環的拡大の姿は、これら最低生活者層において最も典型的に現われており、わが国今日の労働事情全般の問題点を示唆して遺憾ないものといえよう。

第2部 対策の方向

以上のように広汎かつ多量に存在する潜在失業に対する対策が容易に確立しがたいことはいうまでもないが、可能なかぎりその対策を押し進めること、しかも経済ベースの上でその解決にむかつて努力を集中することが肝要である。かつての過剰人口対策が、失業を顕在化し、その動きに対して対策を講ずるといふ方向をとらず、たとえば婦農政策のように却つてこれをより潜在化しようとす方向がうちだされたことは、甚だ遺憾である。わが国の労働市場は、労働力への需要が旺盛なと

きには供給力が上昇し、その反面不況の場合には、供給そのものが減退するというような形をとらなかつた。その結果は経済政策上の焦点がつかみにくく、失業対策は経済外的な救済政策的な方向をとらざるをえなかつた。このような点にかんがみて、潜在失業についてその経済的な背景をできるかぎり明かにすることにつとめ、その上にたつての妥当な対策をつくり出すことが必要である。潜在失業を生起せしめている一番の原因は国民経済構造上の欠陥の痼疾化であり、その根本事態の変更改善に政府と民間との協力体制の整備が必要である。もしもこのような整備が行われるならば、たとえ今後経済成長のテンポがスロウ・ダオンするとしても、解決に一步近づくことは可能であると信ずる。この点について本審議会がさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起したい。それは一方においては経済的観点から雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成を、また他方、これと併行して失業対策、社会保障の拡充完備を、いいかえれば両面的、総合的な対策の樹立と推進により解決の方向へ近づくことを要請したものであつた。現状についてもこの点は十分妥当な見解だと考えられる。

このような観点からさし当つての方向と問題点を列記してみると以下のようである。

1. 農村はかつては過剰人口のプールであつた。その低所得が、主として都市における低賃金と密接につながり、戦前の日本経済の拡大の基盤を提供していた。しかし戦後ではこれらの状況は大きく変化している。農地改革による自作農化は、戦後農業技術の画期的進歩や農業部門に対する財政支出の画期的増大と相まつて、農家所得を大巾に増大させ、また農業経営に経済計算の精神をつよく導入するに至つた。戦前農村が受けもつていた不況の場合の失業者のプールとしての社会的機能が著しく少なくなつてきたのもそのためである。しかしながらこのような前進は、最近の兼業農家の増加に見られるように、同時に農民の階層分解を一段とはげしいものにさせており、潜在失業問題を新しく濃化させつつある。農業人口の合理的収縮は今こそ現実の政策課題となつてきたといえよう。急激な農業政策の変更はのぞみえられないけれども、この部門の過剰労働を新しい土地造成を通じて収容するとか、他の産業部門へ移出するとかの措置を促進することはわが経済政策の大きな課題として打ち出さなければならない。また農業部門とそのまま同一ではないが、林業や漁業部門についてもこれに準じる対策の確立が要請される。
2. 雇用の新規の吸収は、諸種の中小企業やサービス業にまつことが多かつたが、中小企業における低賃金は、中小企業の輸出に占める割合の大きさからみても、ソシアルダンピングのそしりをうけやすく、それだけ貿易市場の拡大に阻害要因となりやすい。その上、中小企業での低賃金の存在は、ひいては大企業の合理化にも反作用し、大企業の生産力の上昇を阻害するとともに、また、大企業における生産品の国内市場を狭くし、機械工業など雇用吸収に寄与する産業の発展をマイナスにしている。しかしながら資本蓄積には自ら限度がある。その上国際収支に依存する度合のつよいわが国では内需偏重の経済拡大は早期に行詰りを露呈する。従つて、長期的な観点に立つてこの中小企業と基幹産業との二重性的存立また相互の悪循環をできうるかぎり打ちきりための方策が樹立される必要がある。
3. 臨時労働者の龐大な存在は労働経済の上では賃金や労働市場の流れを徒らに混乱させるおそれがあるので、その正常化のための対策が推進される必要がある。
4. 現在の生活保護法、また社会保険制度、さらに失業対策事業などは相互に密接な関係をもつべくして、十分行われていない。その結果潜在失業対策の効果は大きく減殺されていると考えられる。これらの費用はなお年々増加してゆくと推察されるけれども、その使用についてもつと効率をあげる必要がある。

潜在失業対策は孤立し切離された対策では効果がすくない。国民経済の発展、高度化をもたらす長期の経済政策ないし経済計画と併行して、その内部のマイナスを調整するための総合的な均衡をえた対策とならねばならない。しかも内部的不均衡の是正は今や緊急の必要に迫られている。人口の圧迫が戦前よりもなお甚しいことを考えれば、現在の表面的な安定の中により大きな苦悶と矛盾が存在しているといえるかもしれない。

もちろん、人口増加の圧迫はそう長期につづいてゆくものではない。出生率の低下にともない将来は労働人口の増加は漸減し、それを上廻るような労働力の需要を生じる場合もないとはいえない。しかしそのような時期に国民経済の全般的な近代化を実現し国民生活水準の画期的な上昇を期待するには今から打つべき手を打つておかないと手おくれになる。労働力の移動は単に頭かすのやりくりだけで実現されるわけではない。労働力の不足が労働力の過剰と同時に発生することが国民経済にとっては最も不幸な事態といわねばならぬ。本審議会は、当面の困難な諸情勢を十分に考慮しつつも、今こそ潜在失業対策が軌道にのせらるべき時期であることを広く朝野に訴えることを至当と考える。

第3部 対策の内容

以上の観点に立つて、当面実施されるべき潜在失業対策をあげれば以下のようなものである。

1. (産業政策の基本方向) その第一の方策は国の経済政策、なかんずく産業政策の確立である。経済成長をできるかぎり安定性の上に極大化するための国の経済計画ないし政策がうち立てられなければならない。この観点から本審議会は最近発表された新長期経済計画に大いに期待するものであるが、経済計画の策定に当り、雇用の吸収、とりわけその質的改善についてできるかぎりの配慮を望みたい。しかもそれは従来のように一律的且つ抽象的でなく、各産業、各地域における労働の吸収度についてそれぞれ検訂を加えた具体的なもの、今後の指針となるものを望みたい。
- (1) 農業部門では、上述のような戦後農業の新動向に即応して、農業の生産性を国民経済の進歩に遅れないように格段に向上する方針を確立するとともに、国民経済全般が次第に近代化に対応し、農業政策は漸次経済政策としての性格に徹することを望みたい。単に過大人口の収容の場となりがちな農業経営を企業としての基礎の上にのせることは、国民経済における跛行性を是正するうえに効果的な方法であるばかりでなく、人口収容力を健全化し、人口の過大な増加を適正化するためにも重要な施策であるとの認識に徹底し、これに基づいて国民経済全般にわたる政策が実施されることが必要である。そのような見地からこの際特に強調したいのは、すでに農業離脱過程にある零細兼業農家に対する対策である。具体的な点については更に検討を要するけれども、これを農業以外に吸収する積極的な転換方策を産業政策全体としてうち出すべきである。林業、漁業における潜在失業対策についてもこれに準じた対策がとられるべきであろう。
- (2) 国の経済計画における投資計画の策定については、単なる資本効果のみならず、雇用効果についても十分な検討が必要である。このような観点からいえば、いわゆる重化学工業中心主義、もしくは基幹産業中心主義の経済運営は必ずしも効果的方法とは考えられない。わが国の経済成長は、輸出に大きく依存している。また、輸出産業のなかにおける中小企業の比重がきわめて高い。これらの事情を考えると、今後の世界貿易の需要構造が重化学工業化してゆく大勢に順応しながら、特に機械工業やその他の加工産業における経済規模の拡大、生産性の向上にさらに格

段の努力を集中すべきである。

- (3) 今後潜在失業がより加重されてくると予想される都市の中小企業に対しては、技術、設備、経理にわたる内部的諸条件の改善にさらにより一層の努力を集中し、企業の体質改善を行う必要がある。老幼、男女さまざまな労働力編成上の不均衡ならびに労務管理の不整備に対しても、自らこれに対処していくやり方が必要である。それとともに、可能なかぎり組織化の道を制度化してその存続を保証し、大企業との間の分野協定、取引条件の標準化、公正化の措置を講ずる必要がある。要するに中小企業の近代化に漸次拍車をかけつつ、拡大を促進することが切望される。

2. (最低賃金制度その他) しかしながら、単なる経済的合理主義の観点からのみ潜在失業対策を進めてゆくことはできない。解決はもつと緊急を要するのである。したがって、すでに現実に存在している潜在失業的就業部分に対しては、直接その失業的性格をなくするための対策をとる必要がある。このような観点から特にここでとりあげることを要請したいのは、最低賃金制度の実施である。周知のようにすでに労働基準法中に最低賃金制度が制度として定められていることをはつきり再確認して「最低賃金制度」をできうるかぎりその軌道にのせるよう措置することが必要である。これとともに家内労働法を制定し、内職その他の低賃金による労働強化に対しても、公正基準を導入すべきである。

- (1) 最低賃金、家内労働法は原則として全国一律に実施されることが望ましいが、それは一挙には困難であろう。このような制度を早急に実行することによつて反面に生じる中小企業や零細企業の業者の生存の基礎をうばつたり、また違反を余りにも拡大していわゆる正直者を馬鹿な目にあわせるような矛盾や摩擦をつくりだすことは決して当をえた方策ではない。企業の特異性や地域の実状を十分頭に入れて漸次進めてゆかねばならないであろう。しかし政府はこのさい長期経済計画とにらみあわせて将来における完全実施を目途としてそれに向つて前進を開始することが必要である。

- (2) 差し当つて局部的、暫定的に実施さるべき最低賃金制度も、単に業者間協定を事後的に公認するというような仕方だけでなく、政府または中央、地方の賃金審議会の積極的な参与と指導が必要であろう。また最低賃金制度の実施が最も必要な産業分野は雇傭者の組織の最も薄弱なところであるから、その実施に当つては彼らの意見が十分に反映されるよう制度上の考慮が払われることが望ましい。

- (3) 最低賃金制度や家内労働法の設定とともに生活保護、それに健康保険ならびに失業保険などの社会保険制度、さらに日傭制度や失業者救済のための公共事業、また未就業失業者保護などの全分野に亘つて、再検討が要請される。これらの諸措置が全般的に拡充されることが必要であることはいうまでもないが、国の長期経済計画を中心としてそれぞれの位置づけが行われることが先決である。そのような立体的な、厚生、労働行政を通ずる体系化が行われなければ、潜在失業対策は真の意味では前進できそうもない。

3. (財政措置と国内体制の整備) 戦後の経済復興のテンポは目ざましかつたといつても、一方では人口が異常に増加し、また他方では国際経済競争に伍して産業の合理化と高度化がよよく要請されているのでわが国の産業水準と資本蓄積力はまだ低い。それだけに潜在失業対策を効果的に進めてゆくことは決して容易な業ではない。しかし潜在失業層の累積によつて、深刻化されつつある社会悪や社会不安は今のまま放置することは許されない。

当面可能なかぎり安定的な経済成長をはかり、正常な雇用の増加につとめながら、低所得、低雇用の改善のための措置を拡大してゆかねばならない所以もそこから生じる。一番必要なのはそのた

めの行政機関相互の緊密な連繋と国家予算の増大である。現在の国民の税負担は戦前よりも重いから税負担を軽減して民間における資本の蓄積をはかる必要のあることはいうまでもないが、国民経済の全般的な発展と国民生活水準の全般的な上昇を保障するための諸対策については、優先して国費の重点的な投入を行う必要がある。

潜在失業発生の根源をたつためには、以上の措置だけではなしに、教育制度の刷新、特に産業教育や職業訓練の徹底、海外移住の促進等の措置も要請される。しかし、本決議においてはなによりも潜在失業と正面からとりくみ、これを漸進的に改善しようとする政府と国民の覚悟、それに裏づけられた国内体制の整備を要望する。

以上

附 帯 決 議

潜在失業の実態についてはすでに各種の調査研究が行われているけれども、政府はこのさい対策実施の根拠となりうるような全国の実態調査を定期的に行うよう措置されたい。

潜在失業対策に関する決議附属参考資料

目 次

1. 人口増加の圧迫	54頁
2. 資本の高度化と雇用構造の歪み	55頁
3. 経営規模別の賃金格差	56頁
4. 戦後農業の進歩と零細兼業農家の累積	58頁
5. 潜在失業的就業の場としての都市の小・零細経営	59頁
6. 日雇労働の増加とその社会的恒常化	60頁
7. 家内工業の一般的残存	61頁
8. 潜在失業的就業増加の概貌	62頁
9. 最低生活者層の大きさ	63頁
10. 被保護世帯の概況	64頁

1. 人口増加の圧迫

戦後のわが国人口動態は、旧い多産多死の形から近代的な少産少死の形へ決定的に転換した。それが人口動態の近代化といわれるのは、これによつて出生と死亡の差、即ち自然増加が収縮され、人口の増加が次第に緩慢化されるためである。しかし、現在の過渡的段階にあつては、まだ死亡率低下の影響の方が強く作用しているので、人口はかえつて戦前以上の増加をつづけている。昭和31年に自然増加は戦後はじめて100万台を創つて94万となつたが、それでもまだやつと戦前水準に戻つた程度である。

その上、このように出生率を低下させながら、更にそれを上廻る死亡率の低下を主要因として行われる人口増加は、年少人口は減少しながら成人人口ばかりを増加させることになるので、同じ100万ちかい人口増加といつても、それが労働市場に及ぼす圧迫は一段ときびしい、人口問題研究所の推計将来人口によつてその一端を示すと表1のようである。

表1 既往および将来における人口特に15～59才生産年齢人口増加の趨勢

(年平均・単位万人)

期 間	増加総数	15才未満	15～59才	60才以上
昭和5～昭和10	96	39	49	7
〃 25～〃 30	118	9	93	16
〃 30～〃 35	82	— 48	109	21
〃 35～〃 40	61	— 94	130	24
〃 40～〃 45	64	— 46	86	24
〃 45～〃 50	63	0	38	26

(備考) 戦前は沖縄を含む旧内地、但し、差増の数字には大差はない。また昭和25～30年の増加には奄美大島を除いてある。昭和30年以降は人口問題研究所の昭和32年5月改算の推計将来人口による。

即ち、15～59才の生産年齢人口の増加は、戦前の昭和5～10年のころは年平均約50万であつたのに対し、現在は昭和30～35年の5カ年間の年平均として109万、即ち戦前の2倍以上の大きさになつており、更に昭和35～40年には平均130万にも達する。昭和40～45年に至つて始めて下り坂になるが、それでもまだ戦前水準よりは遙かに大きい。つまり、われわれは今後10年余にわたつて、生産年齢人口の激増という形で、極めて異常な人口の圧迫に直面しているわけになる。

2. 資本の高度化と雇用構造の歪み

生産年齢人口の激増という形で現われている異常な人口の圧迫が戦後わが国人口動態の画期的な近代化の結果であるのと同じように、戦後国民経済に要請される同じく画期的な近代化もまた国民経済と人口との不均衡を深刻化する主要因の一つとなつている。国民経済の近代化、いかえれば産業構造の重化学工業化と資本の高度化は、それが異常に生産を増大するほど雇用を増加させず、またその雇用効果はそのような近代化の推進される大企業においてよりもむしろ中・小・零細企業の面で現われてくることになるので、労働の生産性や所得にさなきだに大きな格差をもつているわが国の雇用構造の歪みを更に一段ときびしいものにせざるをえない。

一例を鉄鋼業にとると、これは圧延部門におけるストリップ・ミルの導入等、戦後昭和26年度から30年度にかけて実施された第1次合理化計画により、近代化の最も進歩した部門であつた。鉄鋼連盟の調べでは、労働生産性は26年度平均を100.0として、30年度には252.7に向上しているが、この間労働者数は27年の18万8千人から30年の18万4千人と、殆んど動いていないというよりはむしろ縮小気味であつた。更に一例を自動車部門にとると、ここでもトランスファー・マシンの採用などで最近顕著な近代化を行つているが、この機械の導入によりエンジン・ブロックの生産に要した40名の労働者は僅か1名ないし2名で足りることになつたといわれている。(日本生産性本部生産性研究所雇用問題委員会編“日本の経済構造と雇用問題”所収の開銀調査部次長・宮平武平氏の報告による。)

このような状勢の全貌を、通産省の工業統計表により、製造業における経営規模別従業者数の推移としてみると表2のようで、従業員規模1,000人以上の巨大企業事業所においてはその雇用量は絶対数としても一貫して年ごとに減少していることがわかる。そして最近の旺盛な設備投資が主としてこれら巨大企業において行われたものであることは附言するまでもあるまい。

基幹産業部門における資本の高度化は、国民経済発展の推進力として、あきらかに全雇用量を増大させつつあるが、中小及び零細企業にその大半を押し込んだわが国特有の雇用構造の歪みをも同時に拡大再生産しつつあることにも亦われわれは目を止めねばならない。

表2 製造業における経営規模別従業者数の推移

(a) 実数(単位1,000人)

従業員規模	総数	1～9人	10～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
昭和26年	4,720	1,019	910	799	837	294	860
” 27 ”	4,803	1,026	964	839	858	325	790
” 28 ”	5,171	1,031	1,046	939	952	367	836
” 29 ”	5,285	1,110	1,114	935	953	366	808
” 30 ”	5,517	1,102	1,188	1,030	1,018	375	804

(b) 指数(昭和26=100.0)

昭和26年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
” 27 ”	101.8	100.7	106.0	105.0	102.5	110.7	91.8
” 28 ”	109.6	101.1	114.9	117.4	113.8	124.9	97.2
” 29 ”	111.9	108.9	122.4	117.0	113.9	124.5	94.0
” 30 ”	116.9	108.1	130.5	128.8	121.7	127.7	93.5

(c) 百分比分布

昭和26年	100.0	21.6	19.3	17.0	17.7	6.2	18.2
” 27 ”	100.0	21.4	20.1	17.5	17.8	6.8	16.4
” 28 ”	100.0	19.9	20.2	18.2	18.4	7.1	16.2
” 29 ”	100.0	21.0	21.1	17.7	18.0	6.9	15.3
” 30 ”	100.0	20.0	21.5	18.7	18.4	6.8	14.6

(備考) 通産省、工業統計表(昭和30年)より作成、本調査には国及び公共企業体に属する事業所が除外されている。なお、上表従業者中の常用労働者数は各年次を通じ92%(昭和26年)～95%(昭和29年)の間にある。

3. 経営規模別の賃金格差

神武景気と謳われた最近の好況下に雇用状勢は好転し、雇用構造の近代化と高度化のきざしも現われたといわれたが、それは主として自営業就業者が減少して被傭者が増加し、また商業やサービス業においてよりも製造業における雇用増加が多くなったことをいうものであつた。しかしながら、製造業における雇用増加の実体は、この好況期にあつても、上にもてきたとおなじく、やはり中小零細企業における増加であつた。大企業においても確かに雇用は増加したが、その増加分は殆んど臨時工あるいは日傭の増加として行われたものであつた。その一端を経済審議庁調べの数字によつて示すと表3のとおりである。

表3 昭和31年における製造業の経営規模別雇用量の対前年比率

(昭和30年=100.0)

	総数	従業員数100人未満	100人以上500人未満	500人以上
常用工	103.4	111.7	105.4	102.9
臨時工	154.2	147.2	143.9	157.6
日傭	109.1	125.5	161.6	103.4

(備考) 経済審議庁の製造業500社の調査による。昭和32年度経済白書頁参照

上表は従業者数500人以上の大経営においても常用工の増加のあつたことを示しているが、その創合は最も

低い。もし1,000人以上の巨大経営を別掲したならば、上掲表2からも想像されたとおり、おそらくマイナスを記録しているであろう。この好況下の製造業における雇用の増加も、その大部分は小零細工場において、乃至は臨時工の増加として行われたものであつた。そして問題はこの経営規模の差異がその生産性と賃金においても著しい格差をもっている点にある。労働省の調査資料によつて之を示すと表4のようで、30人未満（但し10人以上）の工場の男子労働者の賃金は1,000人以上のそれに対して平均してほぼ半分であり、且つその格差は年齢の上昇とともに開いていて、生涯の職場としてそれがきわめて安定性を欠くものであることを物語っている。先進諸国における同様の規模別賃金格差が上下の間で80%を割ることが稀れであることを思うと、下表にみる大きな賃金格差はわが国経済が異常な構造的歪みをもつており、国民経済の発展がかえつてそこに新しい貧困を累加せざるをえないゆえんを推察するに足るであろう。

なお、おなじく労働省が昭和32年7月に、とくに30人未満の経営規模の常用労働者について行つた賃金調査の結果をみると表5のようで、賃金格差はほとんど底がないといつてよいほどに落ちてゆくことが了解されよう。

表4 製造業男子労働者の年齢別および経営規模別賃金格差（指数）

(A) 年齢別にみた規模別格差

年 令	従業員規模	総 数	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人 以 上 500人 未 満	30人 以 上 100人 未 満	10人 以 上 30人 未 満
総 数		100	126	111	94	80	68
18 未 満		100	117	107	99	97	93
18 ~ 19		100	115	106	101	97	87
20 ~ 24		100	113	108	100	92	80
25 ~ 29		100	114	108	97	86	73
30 ~ 34		100	115	110	96	84	72
35 ~ 39		100	117	108	93	79	66
40 ~ 49		100	123	111	91	77	63
50 ~ 59		100	140	115	97	80	67
60 以 上		100	112	125	116	102	84

(B) 規模別にみた年齢別格差

総 数	100	100	100	100	100	100
18 未 満	36	33	34	38	43	49
18 ~ 19	52	48	50	56	63	67
20 ~ 24	74	66	73	79	86	88
25 ~ 29	101	91	99	104	108	109
30 ~ 34	119	109	118	122	125	126
35 ~ 39	132	123	129	131	131	130
40 ~ 49	139	135	140	135	133	128
50 ~ 59	122	135	126	133	121	120
60 以 上	78	70	89	96	99	97

(備考) 労働省昭和29年個人別賃金調査より計算、なお全規模全年令の平均賃金(月額)は15,206円である。
また賃金は月間にまつて支給される給与額をいう。

表5 小零細経営における常用労働者の定期給与額の規模別格差（昭和32年7月）。

	39人以上	29～5人	4～1人
6 大産業計	100.0	63.1	40.8
鉱業	100.0	46.5	46.2
製造業	100.0	63.6	45.4
卸売小売業	100.0	66.2	41.5
金融保険業	100.0	63.3	53.1
不動産業	100.0	77.7	60.3
運通公益業	100.0	76.1	62.2

（備考）労働省の毎月勤労統計調査臨時調査の結果による。なお、本表の指数は食事が現物支給されている場合が多い住み込み労働者を除いて、通勤労働者についてのみ計算されたものである。また基準を500人以上のところにとると、6大産業計の指数は、29～5人は54.2、4～1人は35.0となる。

4. 戦後農業の進歩と零細兼業農家の累積

潜在失業的就業の場として最も典型的な産業部門は、戦前においては、農業であつた。終戦直後にも農業は龐大な余剰人口をかかえ込んだが、それはある意味で当時の国民所得の配分構造にそつた動きであつた。国民経済の再建とともに、このような農業部門への戦後的過剰就業はほぼ清算されるに至つた。そして戦後の農業は土地改革を転機とし、機械化の普及その他の技術的進歩を達成しながら大きく前進した。戦後農業技術の進歩が農業の資本装備を重くし、また戦前とかかつて主として労働の生産性を向上させるような形で導入されていることも画期的な事実といつてよい。農家経営もそれとともに著しく経済計算化されるに至つた。

しかしながら、このような前進は、同時に、農家の階層分化を一段ときびしいものにし、全般的な農家所得の上昇のかけに農業からの脱落を余儀なくされる零細兼業農家を累積させている。終戦直後の過剰人口の農業部面へのしわよせはすでに清算されたといつてよいが、しかし戦前ほぼ550万戸の水準にあつた農家戸数は、現在は農業を従とするいわゆる第2種兼業農家をも加えると、僅に600万戸をこえており、戦前ほぼ1,400万人を算えた農林業者数は、昭和30年の国勢調査の結果によつてみると、ここ数年来減つてはきたがまだ1,500万を上廻つている。農家の生活水準は平均して戦前を大きくこえているが、農家所得における農外所得の創出は戦前よりもずつと大きく、兼業化の傾向は中層の農家層にまでも及んできている（表6参照）。近代化のための前進は、農業部門においても亦、その零細農家層を新しく潜在失業化しつつあるといえよう。

表6 兼業農家割合の推移

年次	農家総数	兼業農家総数	内、農を従とする兼業農家
昭和13年	100.0	54.0	23.8
21	100.0	46.9	17.2
25	100.0	50.0	21.6
29	100.0	61.1	24.3

（備考）農林省調査、兼業の定義には年次により若干の差異があるが、大勢を動かすほどのものではない。

農家階層分化の圧力が最近とみに下層の零細兼業農家離脱を促進しつつあることは表7にも

みるとおりであるが、この零細兼業農家の農業離脱過程も、過大な農家数の合理的な再編収縮運動というよりは、すでに過飽和状態にある農業部門からこぼれ落ちる脱落現象といつた色彩がつよい。5反未満の零細農家は、表8にみるとおり、なお全600万農家の約4割に及んでおり、それらがその生業の不安定性において之らの脱落農家とさして差異のないものであることはいうまでもなく、かれらはいま上昇が脱落かの境に立たされるに到つたといつてもよい。昔ながらの職場自体が、国民経済の発展につれて、そのように、その存在理由を剥奪されてゆくことこそ、潜在失業化の最も典型的なかたちといえよう。

表7 昭和25～30年間の経営規模別農家数の推移（単位1,000）

経営規模 (町)	内地			北海道		
	昭25	昭30	増減	昭25	昭30	増減
総数	5,931	5,806	- 125	246	237	- 9
0.5以下	1,428	1,268	- 160	62	45	- 17
0.5～1	1,032	1,006	- 26	21	18	- 3
1～2	1,951	1,955	+ 4	32	29	- 3
2～3	945	981	+ 36	32	34	+ 2
3～5	363	376	+ 13	50	56	+ 6
5～10	176	179	+ 3	38	43	+ 5
10以下	27	29	+ 2	10	10	—

(備考) 両年次とも2月1日現在. ともに世界農業センサスの一環として行われた農林省調査. 昭和25年は20分の1, 昭和30年は5分の1の抽出率による標本調査.

表8 全農家の経営規模別分布（昭和29年）

経営規模	実数	割合
総数	6,066,355	100.0%
3反未満	1,367,121	32.5
3反～5反	1,047,075	17.3
5反～1町	1,970,132	32.5
1町～1.5町	963,801	15.9
1.5町～2町	375,914	6.2
2町～3町	208,407	3.4
3町～5町	81,870	1.3
5町～10町	39,692	0.7
10町～20町	8,023	0.1
20町～以上	256	0.0
例外規定該当農家	4,064	0.1

(備考) 農林省調査, 昭和30年2月の農業基本調査のため29年9月に行われた照査票調査の累計結果による. したがって実質上悉皆調査である.

5. 潜在失業的就業の場としての都市の小・零細経営

農村（あるいは農山漁村）は上述のように今日においても依然として大きな潜在失業的就業の場として残っているが、最近にあつては都市の零細商業やその他の零細企業部門が過剰労働力の押しこまれる場として急速に肥大しつつあることにも特段の注意を払う必要がある。都市人口の生長が農村との血縁的つながりを薄くしたことに大きな理由があるが全体としての人口の圧迫が格段に大きなものになつたことが根本の原因であろう。そして農家と同じような家族経営、ないし家族経営的なこの種の小・零細企業が潜在失業的就業の宿りやすい生業形態であることはいうまでもない。

昭和25年および30年の国勢調査の結果によつてこの間の全国の産業別就業者数の推移のあとをみると表9のようて、減少を記録しつつある農林漁業部門を除くと、都市的産業部門における就業者の増加は年平均93万弱であつたが、その68%は商業サービス業その他の第3次産業部門に吸収されている。且つこの第3次産業部門での増加の89%は商業とサービス業とでの増加であつた。これらの業種が家族経営を主体とする生産性のひくい小商売や零細サービス業が過剰労働力のしわよせされる場となつていていることを示している。

表9 昭和25～30年の産業3大群別就業者数の増加（年平均）

産業部門	増加数 (千)	増加率 (%)	分布
総数	706	1.9	—
(I) 農・林・漁業	222	1.3	—
(II)+(III) その他	928	4.6	100.0
(II) 鉱業・建設及び製造	300	3.6	32.3
(III) 商業・サービス業その他	627	5.3	67.6

(備考) 国勢調査, 昭和25年は10%, 昭和30年は1%抽出集計結果による. 昭和25年は14才以上,

昭和30年は15才以上の就業者数による。また奄美大島の加入により調査地域にも若干の差異があるが、本表の数字はそれらの点を修正せずに計算してある。

ついでに、わが国経済の中で家族経営の占める比重を労働力の側から示すと表10のようで、全産業を総計して全就業者の過半数は家族経営の中で稼働されている家族労働力であり、その形は第2次産業部門の中にまでも深く食い入っている。そのうえ被傭者の中の一部は家族経営の中で住み込みその他の形で傭われているものであることも忘れてはなるまい。事業所調査の結果によつてその程度をみると、農林漁業を除く全産業の民公営事業所を総計して、被傭者の優に2割をこえる部分は従業員規模10人未満の事業所に傭われているもので、その数はここに所属する個人業主および家族従業員総数のほぼ3分の2にあつている。

表10 産業3大群別にみた従業員上の地位別就業者数割合（昭和30年）

従業員上の地位	全産業	I 農林漁業	II 鉱業建設業及び製造業	III 商業サービス業その他
自営業業主	23.9	32.7	12.5	21.2
家族従業員	30.6	61.3	6.9	10.6
小計	54.5	94.0	18.4	31.9
被傭者	45.5	5.9	80.6	68.1
総計	100.0	100.0	100.0	100.0

（備考）昭和30年国勢調査1%抽出集計結果による。

6. 日雇労働の増加とその社会的恒常化

都市における過剰労働力の沈澱と累積は日雇労働者の増加とその社会階級的恒常化傾向の中にもこれを窺うことができる。一般日雇労働者の増加は表11にみるとおり、ここ数年来の増加率は全被傭者のそれより遙かに大きい。しかも、最近はずでに150万をこえる日雇労働者層の大半8割5分ちかくは非農林部面における日雇で、主として大都市の人口層に属するものといつてよい。

表11 全国日雇労働者数の推移（昭和27～30年 単位 1,000）

	被傭者総数	日雇労働者総数	
昭和27年	14,210	1,010	特に大都市における登録日雇労働者について戦前戦後の推移をみると表12及び13のようで、今日では主として都市の諸産業からの落層人口によつて補給されていることが髣髴されよう。
” 30	15,970	1,400	
増加率	12.4%	38.6%	

（備考）労働力調査、年間平均値による。

また、6大都市における登録日雇労働者について、彼らが日雇になつてからの持続期間別の分布を年次を追つてくらべてみると表14のようで、ここ数年来次第に長期化してきており、日雇労働者として社会階級的に固定化しつつあることがわかる。

なお、年令別にみても、最近では大部分が30才以上、7割ちかくは40才以上の高年層に層し、失対事業は完全に恒常的な救貧事業化するに到つた。最近の国勢調査で一登録日雇が職業安定所を自分のつとめ先きとしたという挿話も決して一片の笑い話ではないような状態にある。しかもこれらの登録日雇労働者世帯の生活水準は、昭和29年度の東京都日雇労働者生活実態調査の報告が結論しているように生存の最低限を維持するにも足りない程度で、当人の労働力を再生産するためにはそのしわは当然に家族、とりわけ子供へよせられるという現状にあり、労働力は当人においても乃至は世代的再生産過程においても明らかに荒廃化の過程を辿つている。

（本項は財団法人・人口問題研究会の昭和31年12月の潜在失業対策に関する決議の参考資料より再掲。）

表12 東京都内登録日雇労働者の出生地別構成（戦前戦後の比較）

出生地 年次	東 京	東京以外の 都 市	農 漁 村	外 地	その他及び 不 明	計
昭 和 7 年	14.9	4.7	52.7	27.7	0.0	100.0
" 28 年	45.3	11.0	26.3	0.5	16.9	100.0

（備考） 昭和7年は社会局「失業者生活実態調査」、昭和28年は東京都「日雇労働者生活実態調査報告」による。

表13 東京都内登録日雇労働者の前所属産業別構成（戦前・戦後の比較）

産 業 年次	農林漁業	鉱 業	製 造 業	土 建 業	商業金融	運送通信	そ の 他	計
昭 和 7 年	8.3	0.6	15.2	44.9	6.6	6.3	18.0	100.0
" 28 年	3.2	1.4	35.4	9.2	12.4	4.6	33.7	100.0

（備考） 前表に同じ。

表14 6大市における登録日雇労働者の日雇になつてからの持続期間別分布の推移

期 間 年次	3 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	6 月 以 上 1 年 未 満	1 年 以 上 2 年 未 満	2 年 以 上	計
昭 和 25 年	10.7	21.3	34.8	18.9	14.3	100.0
26 年	5.6	9.3	13.6	42.6	29.0	100.0
27 年	4.7	5.0	9.6	18.5	62.2	100.0
28 年	2.9	5.2	7.9	13.7	70.3	100.0
29 年	2.3	4.6	9.4	13.4	70.3	100.0
30 年	4.8	6.4	12.4	15.6	60.8	100.0

（備考） 労働省日雇労働者生活実態調査による。

7. 家内工業の一般的残存

日雇労働が特に大都市的現象であるのに対して、中小都市から農村地域にも通じて今日なお大量に残存する家内工業的労働は、旧態依然たる非人道的な労働条件の下に公然と存続している。おなじく上記人口問題研究会の資料を借りてその一端を窺ってみると以下のようなものである。山梨県の郡内地方における零細な紡織工場、いわゆるハタ屋での就業状態をみると、朝は6時ないし7時から夜は8時、9時までの14時間労働を普通のこととし、景気のよい時にはもつと長時間働かされているが、ここに雇われている住み込み女工の給与は月3、4千円程度で、それも年ばらい、前ばらいなどの半身売りの形態のものが多い。もちろん業主の子供もこれら被傭者と同じように働いている。というよりも寧ろ家族従業員に強制されるそのような労働形態が住み込みの女工たちにも同じような過重労働をやむをえないこととして押しつけているというべきであろう。家族主義的零細企業形態と労働力の過剰との結合が発生させる潜在失業的就業はここに最も典型的な姿で現われているといつてよい。特にこの地方で女工たちが経営主夫妻を「おとうさん」、「おかあさん」あるいは「にいさん」、「ねえさん」とよんでいることは、そのような社会関係の根深さを示すなによりの例であろう。そしてこのような家内工業が今日も多数かつ公然と存在しているという事実こそ、今日の雇用問題の潜在失業的性格とその底のないような根深さを示唆して遺憾ないものである。

東京商工会議所が昭和31年4月に行つた東京都下中小企業972事業所の調査結果によると、実働時間8.1～.9時間で15才の平均賃金は平均4,000円、最低は皮革関係の3,000円であつたが、だとすると上記郡内地方に

みる家内工業の実情は、そのまま直接に今日の中小企業の最低辺に接続し、今日のわが国社会の階級的ピラミッドの実態をその極限点において見せてくれるものといつてよいのではないかと考えられる。

8. 潜在失業的就業増加の概貌

以上にみてきたような潜在失業的就業の諸状況を全国的に一律の規準で総括計量することはことからの性質上不可能なことであるが、いま試みに労働力調査の結果にもとづいて週間就業時間数別の就業者数の推移を年次を追つて追つてみると表15のようで、週35～48時間の正常な就業者数は次第にその比重を減少しているのに対し、増加する就業者の大部分は短時間ないし長時間就業者として就業の機会を与えられているものであることがわかる。それが潜在失業的就業の増加を物語るものであることは議論の余地もなからう。

表15 週間就業時間数別にみた就業者数の推移（全産業、男女計）

年次	総数	週間就業時間				
		1～19	20～34	35～48	49～59	60時間以上
(A) 実数 (単位 1,000)						
1950(昭25年)	35,140	3,540	4,820	11,300	8,180	7,290
1952(「27」)	36,820	3,620	4,810	11,450	8,790	8,150
1954(「29」)	39,020	4,090	5,050	11,300	9,180	9,390
1956(「31」)	41,720	4,580	5,320	11,580	9,570	10,630
(B) 指数 (1950=1,000)						
1950(昭25年)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952(「27」)	104.8	102.3	99.8	101.3	119.7	111.8
1954(「29」)	111.0	115.5	104.8	100.0	112.2	128.8
1956(「31」)	118.7	129.4	110.4	102.5	117.0	145.8
(C) 割合 (%)						
1950(昭25年)	100.0	10.1	13.7	32.2	23.3	20.7
1952(「27」)	100.0	9.8	13.1	31.1	23.9	22.1
1954(「29」)	100.0	10.5	12.9	29.0	23.5	24.1
1956(「31」)	100.0	11.0	12.8	27.8	22.9	25.5

(備考) 労働力調査、各年とも年間平均による。なお休業中のものは比較的少数であるばかりでなく、この間に定義の変更もあつたので表示を省略。

なお、以上の就業者数の分布は男女別、従業上の地位別ないし農林非農林別にみても程度の差はあつても推移の傾向はほぼ同じである。概して、この間に就業者を余計かかえこんだ部門において分布の悪化傾向は一段とつよい。

尤も、毎月の定期労働力調査は家事や通学を主として仕事を従とするような者もすべて就業者として捉えているので短時間就業者をやや過大に示す傾向があるが、昭和30年3月の労働力臨時調査の結果によつて特に平常仕事を主とする者のうちどれくらい短時間ないし長時間就業者があるかをみると表16のようで、週35時間未満の短時間就業者ないし週70時間以上の極端な長時間就業者はそれぞれ350万ちかく、合計して700万ちかくにも及んでおり、短時間就業はとくに農林部門に、長時間就業はとくに非農林部門に多いが、いずれにおいても深く家族経営と結びついた現象であることを示している。そしてそれが前者においては経営規模の嬌小さのための仕事の不足を、後者にあつては低生産性の過長労働を意味するものであることはいうまでもない。なお、非農林の被傭者においても週70時間をこえる過長労働を余儀なくされているものが100万にちかい数に及んでいることも見おとしてはなるまい。

表16 平常仕事を主とする短時間及び長時間就業者の農林・非農林別及び従業上の地位別分布(昭和30年3月)

産業及び従業上の地位		週1～34時間就業者	週70時間以上就業者
(A) 実数(単位1,000)			
総数		3,460 (100.0)	3,490 (100.0)
農林業・総数		2,160 (62.4)	670 (19.2)
内・業主		740	280
家族従業者		1,400	380
被傭者		20	20
非農林業・総数		1,300 (37.6)	2,820 (80.8)
内・業主		580	1,140
家族従業者		370	710
被傭者		350	970
(B) 就業者総数に対する割合(%)			
総数		9.3	9.4
農林業・総数		14.3	4.4
内・業主		13.9	5.3
家族従業者		15.0	4.1
被傭者		4.7	0.6
非農林業・総数		5.9	12.8
内・業主		12.5	24.5
家族従業者		13.5	25.9
被傭者		2.4	6.6

(備考) 昭和30年3月労働力臨時調査による。定期調査の抽出標本から更にその3分の1を抽出したものであるから標本誤差はやや大きい。

9. 最低生活者層の大きさ

潜在失業的就業はきわめて多岐多端な形態をとっているため、その実態を精確に計量することは今日の統計資料によつては殆んど不可能事といえよう。そこで、その全貌を髣髴する一端として、最低生活の限界線をも割るような貧困者層の厚みとその中で多くは家族共かせぎの形で何らかの収入活動に稼働されている労働力の大きさを計量してみると以下のようなものである。

即ち現在国の公的扶助の対象となつてゐる被保護世帯とはほぼおなじ程度、またはそれ以下の生活をしている低消費水準世帯は、昭和31年4月施行の厚生行政基礎調査によると、被保護世帯は除いて、総計181万世帯、その世帯人員922万人に及んでおり、その内で何らかの収入活動に従事している労働者は、表17にみるように379万人と推計される。

表17 低所得水準世帯の世帯数、世帯員および有業者数の推計(単位1,000)

世帯の業態	世帯数	世帯員数	有業者数
農業者世帯	641	4,326	1,817
事業経営者世帯	158	859	361
常用勤労者世帯	422	1,745	681
日雇労働者世帯	267	1,191	465
家内労働者世帯	38	160	72
その他の世帯	288	939	395
総計	1,814	9,220	3,791

(備考) 1. 昭和31年4月1日施行の厚生行政基礎調査による。
 2. 農業者世帯とは耕地面積3反以上の世帯をいう。
 3. 世帯業態別の有業者数は国民保険または社会保険加入世帯別の1世帯当り有業者数を用いて推計、但し若干の統計的そごを補正。

右の低消費水準世帯に更に被保護世帯をも加えると、その総数は246万世帯、その世帯人員は1,113万人、うち有業者数は431万人と概算される。即ちその人員数においては総人口の12.4パーセントにあたり、そのうち有業者数はわが国の全労働力（昭和31年3月末「労働力調査」4,085万人）の10.6パーセントを占めている。いいかえれば、40万をこえるわが国労働力の龐大な底辺はこのように全く就業の名に値いしない低所得就業層によつて形成されているのである。

もちろん、これらの労働力のうちの一部は、世帯主（あるいは世帯における主たる収入稼得者）の所得の改善によつて、乃至は社会保障の拡充強化によつて、非労働力化さるべきものでなければならぬ。しかし、本来の労働力が正常な所得をえていないために、もともと非労働力であるべきものまでも家計補助的な低所得労働に駆りたてざるをえないという、潜在失業の悪循環的拡大の姿は、単にこれらの最低所得世帯層においてだけでなく、わが国今日の労働市場の全般についてもまた指摘される問題点であることを銘記せねばならぬ。

10. 被保護世帯の概況

現行生活保護法によつて公的扶助の下にある被保護世帯は、本来からは雇用問題の圏外にあるべきものであるが、失業が失業として顕在化せず、したがつてまた失業として救済もされないわが国の現状においては、被保護世帯は潜在失業的人口層の最低辺として同時にその一部を構成しているともいつてよい。被保護世帯でその世帯主が労働力を有する世帯と有しない世帯とを分けてみると、昭和32年5月現在で総計60万ちかい該当世帯のうち、26万世帯は前者に属している。数年前の不況期にはその割合はもつと大きかつた。即ち本来は雇用政策として処理さるべきものが公的扶助の中にしわ寄せされていることを示している。

そこで彼らが公的扶助の対象として落ち込んでくる世帯についてその動機をみると世帯主または世帯員の傷病を理由とするものが7割ちかく（昭和32年6月中の保護開始世帯の調べによる。）を占めている。即ちボーダーラインの一步手まへにある低所得世帯がいかにかぎりぎりの最低生活を余儀なくされているかを示している。年々の保護費の内訳をみても、昭和28年頃を境として本来の生活扶助費よりも医療扶助費の方が大きな額となつてきている。

そのうえ、厚生白書の報告するところによると、表18のように、世帯における有病率はその所得水準の低下とともに極めて顕著に上昇しており、疾病と貧困との悪循環的拡大を実証して遺憾ない。われわれが前段に推計した最低消費水準世帯の収入は1万円にもみたない程度のものであるが、疾病と貧困との悪循環的拡大はそれよりも更に高い収入階層のところからすでに始まつていることに目をとめることが必要であろう。

表18 世帯の収入階級別有病率（農家世帯及び事業世帯を除く）

収入階級(円)	傷病人員割合(%)
総 数	3.64
2,000未満	8.00
2,000以上 4,000未満	8.76
4,000 " 6,000 "	6.44
6,000 " 8,000 "	5.07
8,000 " 10,000 "	4.03
10,000 " 15,000 "	3.65
15,000 " 20,000 "	2.87
20,000 " 25,000 "	2.82
25,000 " 30,000 "	2.67
30,000 " 40,000 "	2.58
40,000以上	2.52

(備考) 厚生行政基礎調査による。昭和32年度、厚生白書参照。